

福岡県県土整備部 設計業務に係る合同現地踏査 実施要領

1. 目的

設計業務において、受発注者が合同で現地踏査を行うことにより情報共有を図り、よりの確な設計方針を確認するとともに業務成果の品質向上を図ることを目的とする。

2. 対象業務

机上では確認することが困難な現地特有の課題を設計に反映するために、合同現地踏査により設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行う必要があると判断される業務。

3. 実施内容

対象業務において下記内容を事前に整理した上で適切な時期に現地を確認し、確認後、受注者は確認結果について打合せ簿にて整理し、受発注者間で情報共有する。

確認する内容) 設計条件、施工の留意点、関連事業の進捗、用地取得状況、進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路、地元からの条件 等

4. 実施体制

- ・受注者：管理技術者、担当技術者
- ・発注者：主任監督員、担当監督員、その他必要に応じて総括監督員等（※調査職員として設計業務等共通仕様書の第 1102 条に定める総括監督員、主任監督員及び担当監督員のこと）

5. 積算方法

発注者は対象業務について、設計業務等標準積算基準書に基づき、当初で設計数量として計上する。

また、当初で設計数量として計上していないが、合同現地踏査を受注者が希望する場合は、発注者と合同現地踏査に取り組む内容等を協議の上、必要に応じて設計変更する。

6. 特記仕様書への記載

特記仕様書の記載例については、以下のとおり明示するものとする。

（当初計上の場合）

「本業務は、合同現地踏査対象業務とする。なお、運用にあたっては、「福岡県県土整備部 設計業務に係る合同現地踏査 実施要領」によるものとする。」

（当初未計上の場合）

「受注者は、現地の状況により発注者と合同で現地踏査を希望する場合は、その実施について発注者と協議を行うこと。なお、運用にあたっては、「福岡県県土整備部 設計業務に係る合同現地踏査 実施要領」によるものとする。」

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。